



石監第 25 号  
平成26年8月28日

石垣市長 中山 義 隆 様

石垣市監査委員 大 濱 博  
石垣市監査委員 石 垣



平成25年度 健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき審査を行ったので、その結果について別紙のとおり意見書を提出します。

## 平成25年度 健全化判断比率審査意見書

### 1 審査の概要

健全化判断比率の審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に審査を実施した。

### 2 審査の期間

平成26年8月13日から平成26年8月28日まで

### 3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に準拠して作成されており、記載された計数等いずれも適正であると認められた。

※ 意見書に記載された数値は千円以下を四捨五入したものである。

### 4 監査意見

#### (1) 個別意見

##### ① 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表すとされている。

(単位:千円)

会計名		実質収支額
一般会計等	一般会計	676,196
	一般会計等に属する特別会計	
	港湾事業特別会計(普通会計)	△ 11,117
	石垣都市計画土地地区画整理事業特別会計	1,913
合計		666,992

一般会計に属する特別会計の港湾特別会計(普通会計)において次年度への繰越額がマイナス値として表れているが、これらを合計すると、一般会計等における実質収支額は、6億6,699万2千円の黒字となる。

(単位:千円・%)

	実質赤字額 (A)	標準財政規模 (B)	赤字比率 (A/B)*100	早期健全化 基準	財政再生 基準
平成25年度	—	13,215,254	—	12.93	20.00
平成24年度	—	12,878,572	—	12.96	20.00
増減	—	336,682	—	—	—

上記のとおり実質収支は黒字であることから、実質赤字額を基にした実質赤字比率は算出されない。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、上記の一般会計等に、特別会計及び公営企業の収支額を合算した「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。市全会計の赤字の程度を指標化し、その運営の深刻度を表すとされている。

(単位:千円)

会計名	実質収支・剰余金額
一般会計	676,196
一般会計等に属する特別会計	
港湾事業特別会計(普通会計)	△ 11,117
石垣都市計画土地地区画整理事業特別会計	1,913
小計	666,992
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	
国民健康保険事業特別会計	△ 680,246
介護保険事業特別会計	48,297
後期高齢者医療保険特別会計	1,832
小計	△ 630,117
法適用企業	
水道事業	1,407,804
小計	1,407,804
法非適用企業	
港湾事業特別会計	88,861
公共下水道事業特別会計	12,892
農業集落排水事業特別会計	5,573
小計	107,326
合計	1,552,005

国民健康保険事業特別会計にマイナス値が見られるが、実質収支及び剰余金を合計すると15億5,200万5千円の黒字となる。

(単位:千円・%)

	連結実質赤字額 (A)	標準財政規模 (B)	赤字比率 (A/B)*100	早期健全化 基準	財政再生 基準
平成25年度	—	13,215,254	—	17.93	30.00
平成24年度	—	12,878,572	—	17.96	30.00
増減	—	336,682	—	—	—

上記のとおり実質収支及び剰余金の合計額は黒字であることから、連結実質赤字額を基にした連結実質赤字比率は算出されない。

### ③ 実質公債費比率

実質公債比率は、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表した3か年平均の比率である。

この数値が大きいほど公債費の負担が重いことを示し、資金繰りの危険度を表すとされている。

(単位：千円・%)

	平成25年度	平成24年度	平成23年度
公債費に係る一般財源	2,167,547	2,313,697	2,361,084
公営企業への基準内繰出	302,962	316,392	308,589
債務負担行為に係るもの	30,900	30,900	30,900
一時借入金の利子	13	25	876
計 (A)	2,501,422	2,661,014	2,701,449

災害復旧等の基準財政 需要額 (B)	1,049,626	986,239	931,803
基準財政需要額に算入され た公債費等の額 (C)	432,490	474,586	519,628

標準税収入+普通交付税 額+臨時財政対策債発行 可能額 (D)	13,215,254	12,878,572	12,690,779
---------------------------------------	------------	------------	------------

比率(単年度) $\{(A-B-C)/(D-B-C)\} * 100$	8.7	10.5	11.1
--	-----	------	------

実質公債費比率 (3か年平均)	平成25年度 (H23~H25)	平成24年度 (H22~H24)	増減
	10.1	10.7	△ 0.6

早期健全化基準	25.0
財政再生基準	35.0

当年度の単年度比率は8.7%で、前年度より1.8ポイント改善しており、3か年の平均を示す実質公債費比率は10.1%で、前年度より0.6ポイント改善している。

これは主に、前年度と比べ(A)における「公債費に係る一般財源」や「公営企業への基準内繰出額」が併せて1億5,958万円減少したこと、また、標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額(D=標準財政規模)が前年度より3億3,668万2千円増加したことによる。

当年度の実質公債費比率は、早期健全化基準を14.9ポイント、財政再建基準を24.9ポイント、いずれの基準値も下回っている。

#### ④ 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負担等の現時点での状況を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを判断するものである。

(単位：千円・%)			
区 分	平成25年度	平成24年度	増 減
将来負担額 (A)	28,291,425	28,219,273	72,152
地方債の現在高 (a)	21,164,234	20,431,606	732,628
債務負担行為に基づく支出予定額 (b)	67,070	326,277	△ 259,207
公営企業債繰入見込額 (c)	4,773,960	4,471,041	302,919
退職手当負担見込額 (d)	2,192,731	2,839,516	△ 646,785
設立法人の負債額等負担見込額 (e)	93,430	150,833	△ 57,403
充当可能財源等 (B)	20,064,309	19,024,738	1,039,571
充当可能基金 (f)	3,723,990	3,159,133	564,857
充当可能特定歳入 (g)	503,070	596,741	△ 93,671
基準財政需要算入見込額 (h)	15,837,249	15,268,864	568,385
標準財政規模 (C)	13,215,254	12,878,572	336,682
算入公債費等の額 (D)	1,482,116	1,460,825	21,291
将来負担比率 $[(A-B)/(C-D)]*100$	70.1	80.5	△ 10.4
早期健全化基準	350.0		

※ 算入公債費等の額 (D) は、前ページ (B) と (C) の合計である。

当年度の将来負担比率は70.1%で、前年度より10.4ポイント改善している。

これは主に、充当可能財源等 (B) が10億3,957万1千円増加したことに加え、標準財政規模 (C) が3億3,668万2千円増加したことによる。

早期健全化基準の基準値を279.9ポイント下回っている。

しかしながら一般会計等の地方債現在高は、前年度に比べ7億3,262万8千円増加し、221億6,423万4千円となっており、将来の財政負担を抑制する観点から、今後の地方債の発行にあたっては慎重に対応していただきたい。

#### (2) 総合意見

本市の健全化判断比率について、法令に定める実質赤字比率、連結実質赤字比率は一般会計に係る実質収支及び特別会計に係る剰余金が黒字を示していることから算出されず、実質公債比率、将来負担比率も早期健全化基準を下回っていることから前年に引き続き良好な状態といえる。今後は国民健康保険事業の赤字額をいかに改善していくか等を目標に据え、健全で安定した財政運営に努められるよう望むものである。

## 平成25年度 資金不足比率審査意見書

### 1 審査の概要

資金不足比率の審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に審査を実施した。

### 2 審査の期間

平成26年8月15日から平成26年8月28日まで

### 3 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に準拠して作成されており、記載された計数等いずれも適正であると認められた。

※ 意見書に記載された数値は千円以下を四捨五入したものである。

### 4 監査意見

#### 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

公営企業は必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければならないので（独立採算の原則）、資金不足率が高いということは、料金収入等に対する資金の不足額が大きいということになり、料金収入だけで資金不足を解消するのが難しく、経営に問題があるとされている。

本市の資金不足比率について、いずれの会計においても実質黒字を示していることから、資金不足額は算出されず、よって資金不足比率も算出されていないことから、石垣市の公営企業経営について良好な状態である。

		(単位：千円・%)		
会計名	区 分	平成25年度	平成24年度	増減
水道事業会計	資金剰余額	1,407,804	1,302,614	105,190
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	1,276,637	1,245,753	30,884
	資金不足比率	—	—	—
港湾事業特別会計	資金剰余額	88,861	49,782	39,079
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	292,284	256,335	35,949
	資金不足比率	—	—	—
公共下水事業特別会計	資金剰余額	12,892	18,878	△ 5,986
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	84,335	79,752	4,583
	資金不足比率	—	—	—
農業集落排水事業特別会計	資金剰余額	5,573	7,287	△ 1,714
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	17,335	11,414	5,921
	資金不足比率	—	—	—

経営健全化基準	20.00
---------	-------